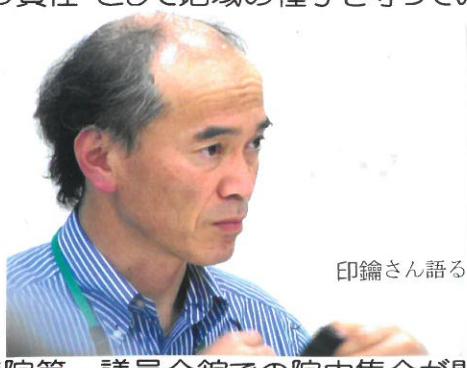


種苗法改正で育成者権強化! “自家採種してはいけません”?

一種子は人類共通の財産なのに…

2017年たった5時間の審議で「種子法」が廃止され、国・都道府県の責任で安価で安定的に米・麦・大豆の種子を農家に提供する義務がなくなり、日本の種子市場が世界中の民間企業に提供されました。各道県では種を守るため『種子条例』をつくって“公の責任”として地域の種子を守っています。(現在24道県で作成・作成中)。

残念ながらこの問題が落ち着かないうちに新たに「種苗法」の改正法案が国会に出されようとしています。“地方公共団体や独法など公がこれまで蓄積してきた種苗生産の『知見』を民間事業者に提供しなさい”と規定する「農業競争力強化支援法」と連携させる形で、農家のかたがたが今行っている(持っている)自家増殖(採種)の権利を否定し、品種の育成者権を強化する案が出されています。『日本の種子を守る会』主催で衆議院第一議員会館での院内集会が開かれました(2020年2月20日)。



印鑑さん語る

種苗法改訂法案の問題点について印鑑さんの講演です。

種苗法は“区別性・均一性・安定性”あると認定された登録品種の育成者権=知的所有権を保護するための法律。ただ現在は登録された品種であっても“原則自家採種が認められ”ています(21条)。しかし改訂案では、

①日本の優良な種苗の海外流出防止のため“自家増殖(採種)”の原則禁止。自家増殖には育成者権者の“許諾”が必要。

②育成者権の強化として使用目的(国内のみ・県内のみ)の制限を認める。

③現在の育成者権侵害の立証は“現物主義”で裁判が困難なので、“特性表”で容易に立証出来るように。

④特許法など他の知的財産権との整合性をとる。なのです。

印鑑さんは種苗法を改訂しようとする政府の説明の論理矛盾を分析し批判。

*海外へ登録品種が流出してしまうから“自家増殖”をやめさせるというが、自家増殖が原因で海外流出がどのようにあるのか具体的にまったく説明されていない。どのくらいの件数があるのかもまったく説明なし。海外流出を防ぐにはその外国で品種登録すれば守れるのにそれをやってこなかつたことの反省なし。

*日本の品種登録の申請が減っているのも“自家採種”があるから育成者権者にメリットないからと言っているが、実際は公の品種開発への財政投入が毎年減らされているからでは…と批判。

*登録品種を使うのに許諾料が必要だが公が持っているお米の種子 1600円のうち許諾料は2.56円だから心配ないと言うが、公の知見を民間企業に提供しなさいという農業競争力強化支援法が実現されたら高い許諾料になるのは、今の民間のコメの種子ミツヒカリの価格が10倍近いことからも明らか。

*特性表を使って育成者権の権利侵害を立証することが認められると、在来種がたまたまその特性表とあつてしまふと権利侵害とされてしまう。育成者権に偏った立証方法の導入はいかがなもの

か。

*特許法との整合性を進めようとしているが遺伝子組み換えやゲノム編集のような生命に特許を認めるのは根源的に問題なのでは…

などなど政府の説明がまったく根拠なく論理破綻していることが明らかになりました。

更に種苗法改正法案が出されてきた背景についても説明。世界の種・種苗に対する二つの考え方の対立を示しました。遺伝子組み換えの特許を認める、知的財産権を強化する『UP OV条約』の流れと、“種は世界の共通財産、種は農家のもの”とする『食料農業植物遺伝資源条約(2001)』や『生物多様性条約』『小農の権利宣言・家族農業の10年(国連)』の流れが競合していると。今回の改訂は UPOV条約の流れ、品種登録した企業(モンサントなど)の権利を強化増進していくためにするものだと批判。

又、私たちが在来品種を守ろうとしても在来品種としての法律がないので、国に法律をつくらせたり各自治体で条例を作つて法的に守つていく必要性を指摘。事例として韓国では「在来種農産物保存育成に関する条例」「ローカルフード育成条例」で。米国でも先住民族が守ってきた在来品種を守る法案が提出されている。ブラジルでは在来種目録を作つている。といった動きを示しました。

ゲノム編集の種子・種苗は、“有機農業の認定にはゲノム編集技術は拒否”されていても、環境審査・安全性審査・表示をしないうちに私たちの命の安全に影響してしまう可能性があり、ゲノム編集の種苗への警戒の必要性が語られました。

最後に私たちが遣らなければならないことを指摘しました。

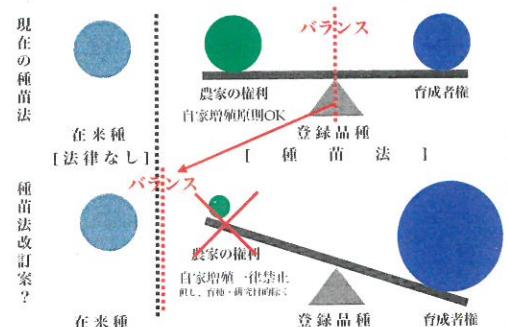
- i) 有機の種を作つていく体制を作るためシードバンクを各地につくり在来種の特性表を市民側が先に作つていく。
- ii) ゲノム編集を地域の条例で止めていく
- iii) 「遺伝子組み換えてない」「ゲノム編集でない」という“認証”制度を市民側から作つていく。
- iv) 学校給食の無償化・地産地消・有機化で小規模農家・有機農業を守つていく。
- v) 種苗についても各自治体で“種苗条例”をつくり優良な種苗の知見を民間に提供するときは議会の承認を必要にしていくなど規定していく。
- vi) 種苗法改正の問題点を広く市民・議員に情報提供していく。などなど…

“種子法廃止・農業競争力強化支援法・種苗法改正”には一本の意図が貫かれていることが講演の中から明らかになってきました。それはグローバル企業をはじめ利潤追求する民間企業の市場の論理に、公が長年作ってきた社会的共通資本である農・種・苗の領域を差し出させるもの。生命・種子に知的所有権、特許権を設定して食料主権・食の安全をもグローバル企業が支配し数百兆円以上の市場の利益を得ることが出来るように市場化することが目的…

種苗の海外流出の原因を農家の自家増殖のせいにするのはあまりにもひどい論理です。私たちの種・食料主権を確保しましょう!競争市場主義の新自由主義の破綻はすでに明らかです。民主と分散の分かち合いの経済を作つていくためにも種苗法の改訂案を引っ込めさせましょう!



山田さん、八木岡さん



「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告ホームページに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。